

## 第2章 気象注意報・警報等の発表・ 受領及び伝達



## 第1節 気象注意報・警報等の種類及び発表基準

### 1 気象業務法（昭和27年法律第162号）に定める注意報・警報等

平成29年7月7日現在

発表官署 新潟地方気象台

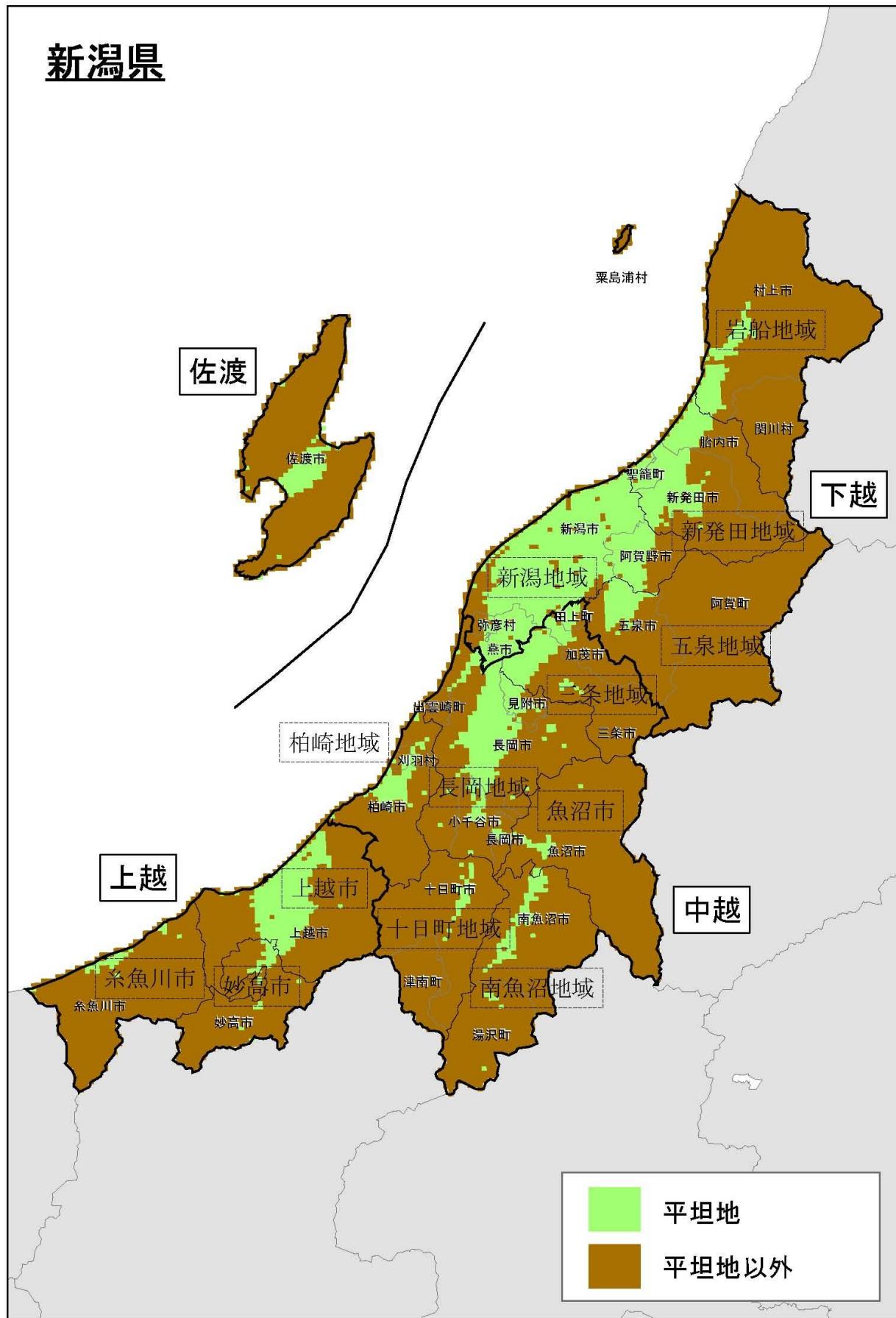
三条市	府県予報区	新潟県	
	一次細分区域	中越	
	市町村等をまとめた地域	三条地域	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指數基準 土壤雨量指數基準	12 138
	洪水	流域雨量指數基準	布施谷川流域=4.6, 五十嵐川流域=36.9, 貝喰川流域=15, 日端川流域=6.6, 鹿熊川流域=11.2, 大平川(桑切橋)流域=10.9, 榛山川流域=5.4, 大平川(駒込)流域=6.1, 小長沢川流域=5.1, 守門川流域=15, 駒出川流域=7.2, 新通川流域=6.6
		複合基準 <sup>*1</sup>	中ノ口川流域=(6, 6.8), 布施谷川流域=(10, 4.5), 五十嵐川流域=(6, 33.2), 貝喰川流域=(8, 14.8), 鹿熊川流域=(6, 10), 大平川(桑切橋)流域=(6, 9.8), 榛山川流域=(6, 4.8), 大平川(駒込)流域=(6, 6), 守門川流域=(6, 14), 駒出川流域=(6, 6.4), 新通川流域=(6, 4.7)
	指定河川洪水予報による基準	信濃川下流・中ノ口川[尾崎・道金・白根橋]	
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野 6時間降雪の深さ 35cm
			山沿い 12時間降雪の深さ 55cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指數基準 土壤雨量指數基準	8 92
		洪水	布施谷川流域=3.6, 五十嵐川流域=29.5, 貝喰川流域=12, 日端川流域=5.2, 鹿熊川流域=8.9, 大平川(桑切橋)流域=8.7, 榛山川流域=4.3, 大平川(駒込)流域=4.8, 小長沢川流域=3.6, 守門川流域=12, 駒出川流域=5.7, 新通川流域=5.2
			中ノ口川流域=(5, 6), 布施谷川流域=(5, 3.6), 五十嵐川流域=(6, 23.6), 貝喰川流域=(7, 12), 鹿熊川流域=(5, 8.9), 大平川(桑切橋)流域=(5, 8.7), 榛山川流域=(5, 4.3), 大平川(駒込)流域=(5, 4.8), 守門川流域=(5, 12), 駒出川流域=(6, 4.6), 新通川流域=(5, 4.2)
		複合基準 <sup>*1</sup>	信濃川下流・中ノ口川[尾崎・道金・白根橋]
	強風	平均風速	4~9月 12m/s 10~3月 15m/s
	風雪	平均風速	4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野 6時間降雪の深さ 15cm
			山沿い 12時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1.積雪地域の日平均気温が10°C以上 2.積雪地域の日平均気温が7°C以上, かつ, 日平均風速5m/s以上か日降水量が20mm以上	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度40% 実効速度65%	
	なだれ	1.降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2.積雪が50cm以上で最高気温が8°C以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合	
	低温	5~9月:日平均気温が平年より3°C以上低い日が3日以上継続 11~4月:海岸 最低気温-4°C以下 平野 最低気温-7°C以下 山沿い 最低気温-10°C以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3°C以下	
	着氷・着雪	1.著しい着氷が予想される場合 2.気温が0°C付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

\*1(表面雨量指數、流域雨量指數)の組み合わせによる基準値を表しています。

## 市町村等版警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“—”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壤雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、「（浸水害）」は「大雨警報（浸水害）」、「（土砂災害）」は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/kijun/index\\_shisu.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/kijun/index_shisu.html)) を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/kijun/index\\_kouzui.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/kijun/index_kouzui.html)) を参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/kijun/index\\_kouzui.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/kijun/index_kouzui.html)) を参照のこと。
- (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面 (TP) を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL (平均潮位) 等を用いる。
- (14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

新潟県





## 2 水防法に定める水防警報

(1) 次に掲げる河川については、国土交通大臣又は新潟県知事がそれぞれ水防警報を発するものとし、各河川ごとにそれぞれ定めた河川事務所長又は地域振興局長が直接これを発表する。

河川名	区域		発表者
信濃川下流	左岸 燕市大川津字辰新野手川欠跡 1062番の6 右岸 長岡市中条新田字丸山 1546番の2	から海まで	信濃川下流河川事務所長
五十嵐川	左岸 三条市大谷 右岸 //	から信濃川合流点まで	三条地域振興局長
中ノ口川	左岸 燕市道金字中曾根 1071番地先 右岸 燕市道金字榎島 2915番の5地先	から信濃川合流点まで	新潟地域振興局長
刈谷田川	左岸 長岡市柄堀 右岸 //	から信濃川合流点まで	長岡地域振興局長

(2) 水防警報は、各河川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予測され又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、おおむね次の段階により必要な警報を発表する。

第1段階 準備 水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。

第2段階 出動 水防機関が出動する必要がある旨通知するもの。

第3段階 状況 洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの。

第4段階 解除 水防活動の終了を通知するもの。

準備	出動	状況	解除
雨量、水位、流量 その他の河川状況 により必要と認められるとき。	雨量、水位、流量その他河川 状況等により水位がはん濫 注意水位を超えるおそれがあ り又ははん濫注意水位を 超え、なお増水が予想される とき。	適宜、河川状況により 必要と認められると き。	水位がはん濫注意水位以 下に復したとき。ただし、 はん濫注意水位以上であ っても水防作業を必要と する河川状況が解消した と認めるとき。

(3) 警報を発表する場合の具体的基準は、次のとおりである。

### ア 水防警報計画の対象とする水位観測所

河川名	観測所	位置	水防団待機水位 〔通報水位 (流量)〕 (m)	はん濫 注意水位 〔警戒水位 (流量)〕 (m)	避難 判断水位 (m)	はん濫 危険水位 〔排水特別 警戒水位〕 (m)	摘要	堤防高 (m)	量水標 の零点 標高 (m)
信濃川 (下流)	尾崎	三条市 尾崎	8.20	8.70	9.10	10.20	テレメーター	14.85	
//	荒町	三条市 荒町二丁目	8.00	8.50			テレメーター	13.86	
五十嵐川	荒沢	三条市 荒沢	61.90	62.20	62.70	63.66	テレメーター 0256- 33-8884	65.81	58.500

五十嵐川	滝 谷	三条市 滝谷	24.60	24.90	25.00	25.80	テレメーター 0256- 33-8884	28.42	
中ノ口川	道 金	燕市道 金	7.50	7.80	8.10	8.40	テレメーター 0256- 33-8884	11.86	0.000
刈谷田川	柄 尾	長岡市 巻渕	49.22	49.72	51.28	52.12	テレメーター 0258- 33-1743	53.59	47.000
リ	大 堤	見附市 上新田町	16.72	18.11	19.01	20.00	テレメーター 0258- 33-1743	21.84	10.000

#### イ その他三条市の設置した水位観測所

河 川 名	観 测 所	位 置	摘 要
五十嵐川	御 藏 橋	三条市本町四丁目	休 止 中

(4) 市長は、国土交通大臣及び新潟県知事が水防警報を発しない中小河川の水防について、過去の水害を考慮し、必要に応じて関係機関に警告する。

### 3 消防法に定める火災気象通報及び火災警報

市長は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 2 項の規定により、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法第 22 条第 3 項の定めにより「火災警報」を発することができる。

#### (1) 火災気象通報の発令基準

当日の気象状態が次のいずれかの条件を満たしたときとする。

- ア 実効湿度が 65% 以下になる見込みのとき。
- イ 平均風速 15m/s 以上の風が 1 時間以上続いて吹く見込みのとき。
- ウ 出火危険度 5 以上になる見込みのとき。

(注) : 「出火危険度」とは、その日の最小湿度及び最大風速から計算される指数。

また、「火災警報」が発せられた時は、市の区域内にいる者は、市の条例で定める火の使用的制限に従わなければならない。

## 第2節 気象注意報・警報等の伝達体制の整備

### 1 災害応急対策責任者の体制整備

災害応急対策責任者は、気象注意報・警報等の収受、伝達が迅速かつ正確になされるよう、その機関内における体制を整備するものとする。この場合において、特に休日、夜間の体制に注意し、関係機関相互に徹底を図るものとする。

### 2 気象注意報・警報等の伝達

#### (1) 伝達系統

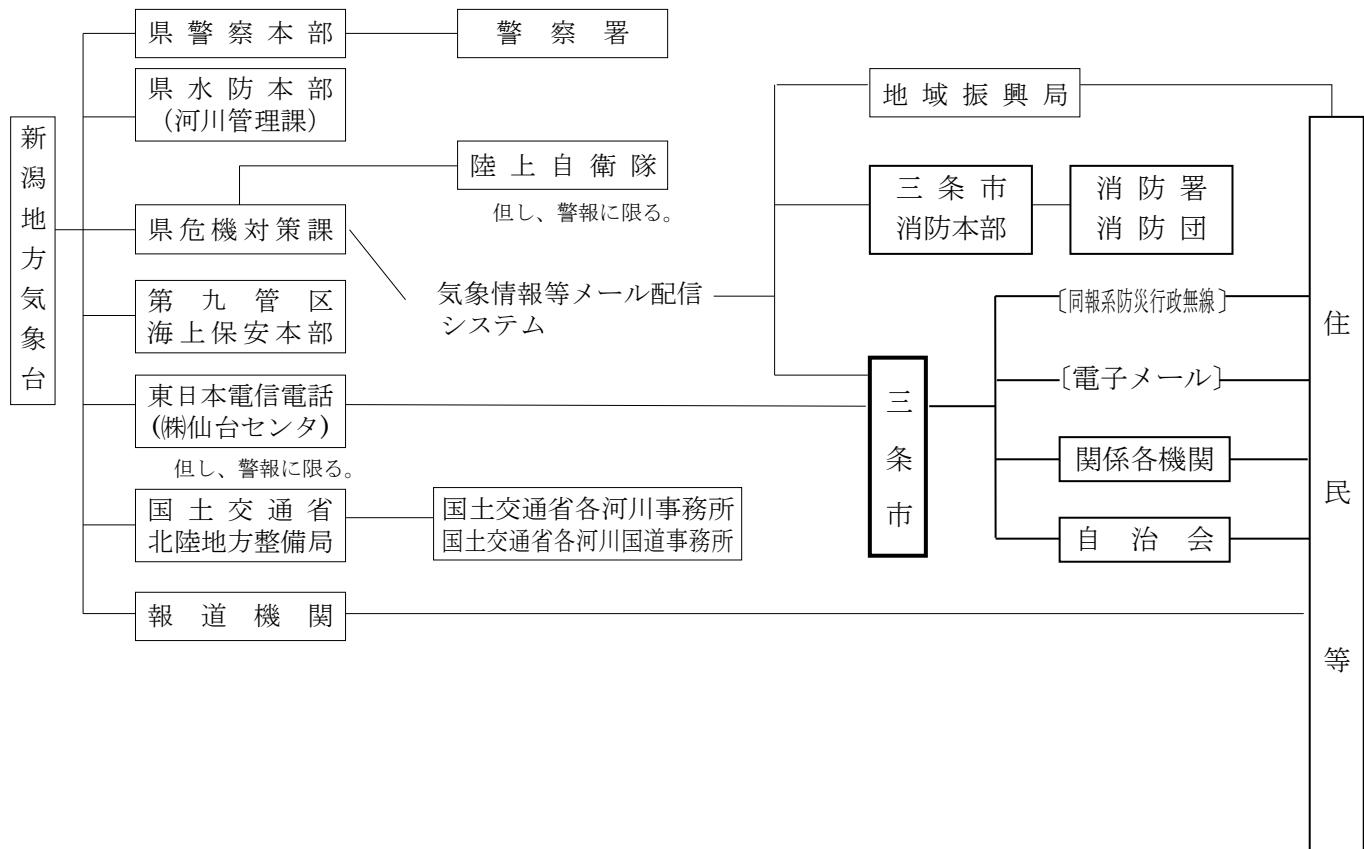
新潟地方気象台が、気象業務法に基づく気象注意報・警報等を発表し、切替えし、又は解除した場合の住民等及び所在官公署への周知と、その伝達体制は、次によるものとする。この場合の伝達順位は、予測される災害に対する直接の災害応急対策責任者への伝達を優先するものとする。

#### (2) 伝達基準

気象警報が発表又は切替えした場合は、庁内各課に周知するものとし、被害の発生するおそれがある場合には、関係各機関及び自治会等へも周知するものとする。なお、状況により必要な場合は、関係各機関及び自治会等には周知しないものとする。

また、市から伝達する機関は、資料編「1-12 関係機関別防災事務担当部署」（発表機関から伝達される機関は除く。）とするものとする。

気象注意報・警報等の伝達系統図



### (3) 伝達方法

市は、気象注意報・警報等を受領し必要があると判断した場合には、状況に応じ、同報系防災行政無線等、消防職員等の町内巡ら及び広報車の巡回等により住民等に周知するものとする。

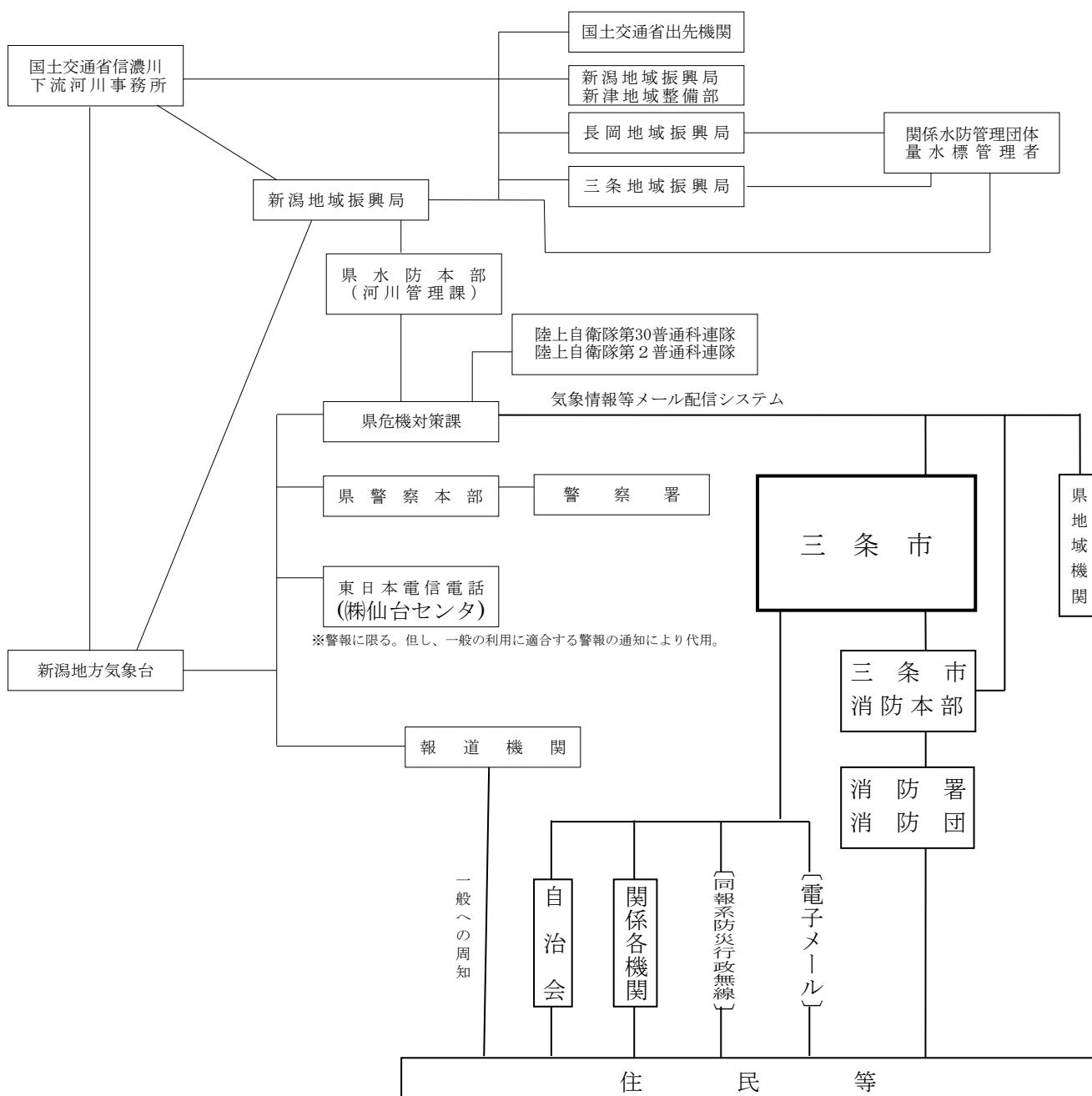
## 3 地震情報の伝達

新潟地方気象台が発表する地震情報の伝達体制は、2に準ずる。

## 4 信濃川下流洪水予報等の伝達

北陸地方整備局信濃川下流河川事務所と新潟地方気象台が共同で行う信濃川下流洪水予報等（注意報、警報及び情報）の伝達系統は次のとおりとし、伝達基準は2の(2)、伝達方法は2の(3)に準ずる。

信濃川下流洪水予報等伝達系統図

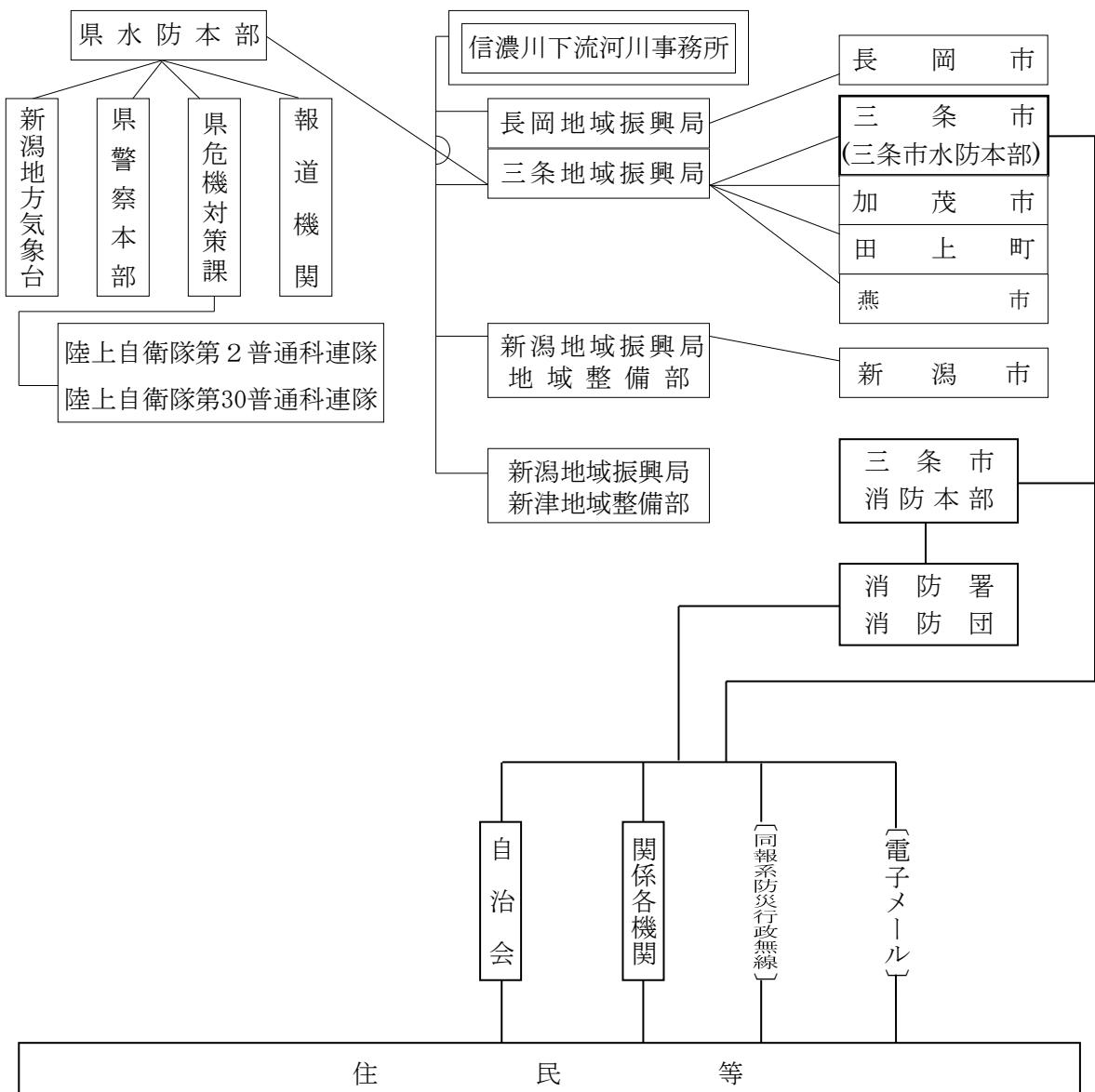


## 5 水防警報の伝達

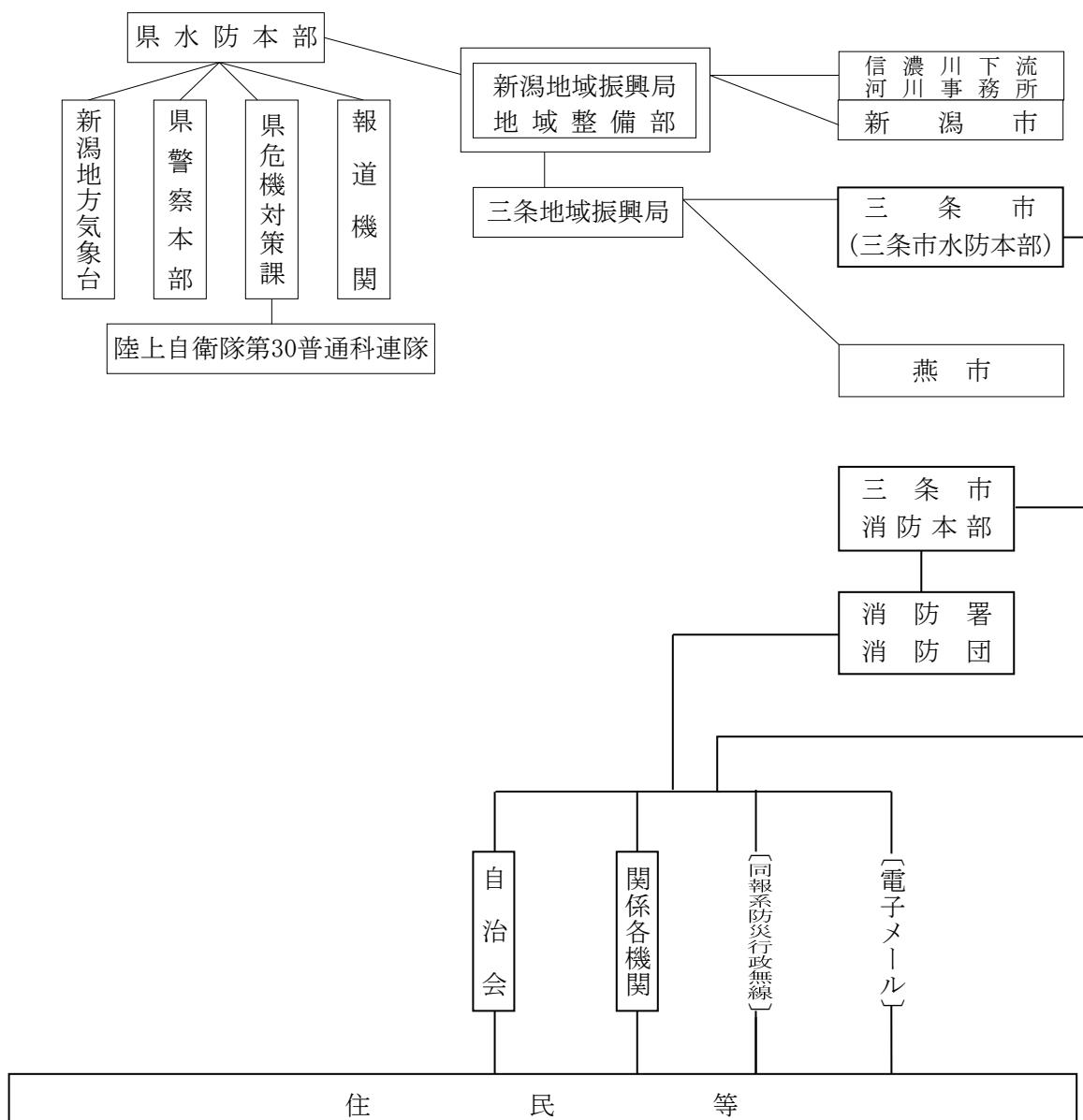
伝達系統は次のとおりとし、伝達基準は2の(2)、伝達方法は2の(3)に準ずる。

水防警報伝達系統図

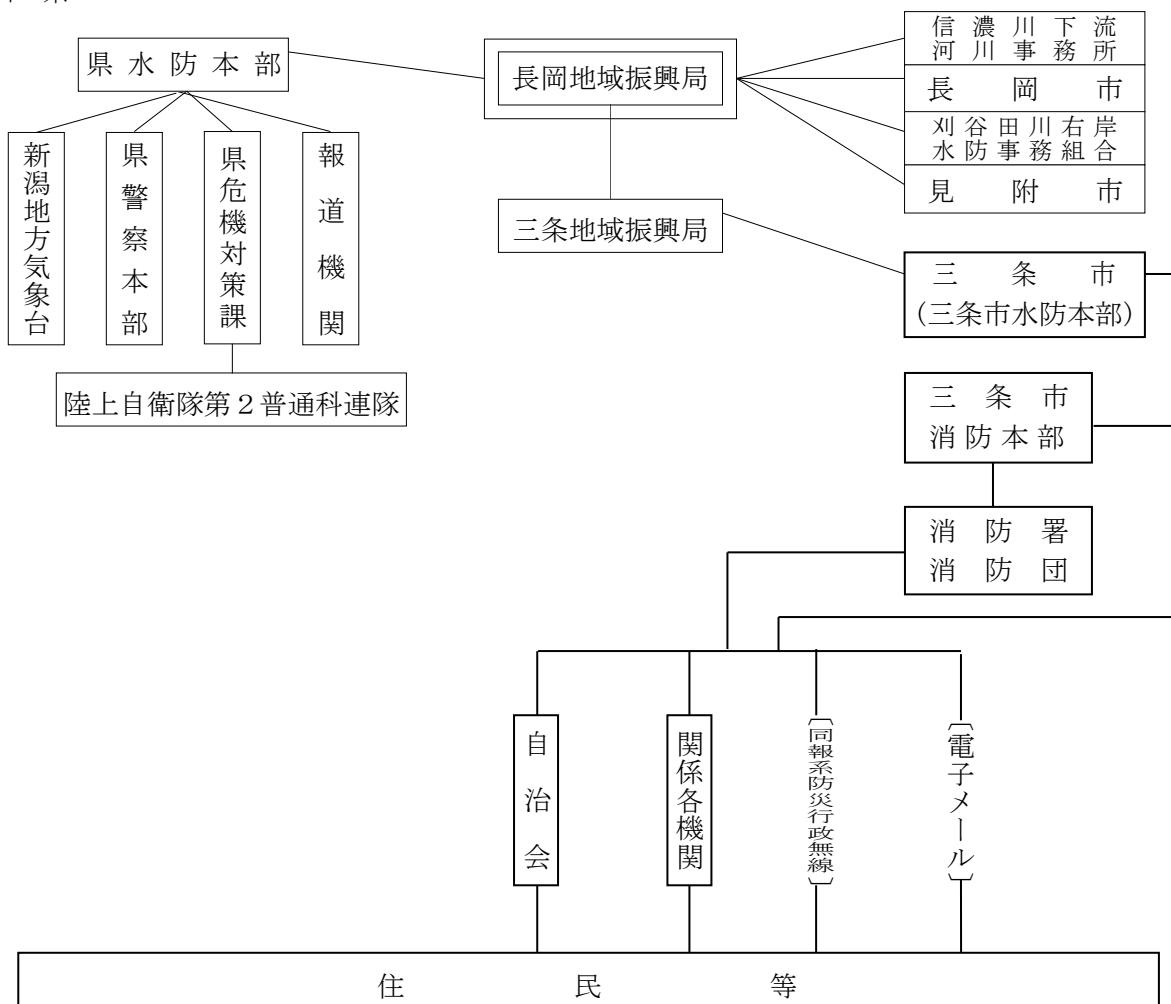
信濃川 国土交通省



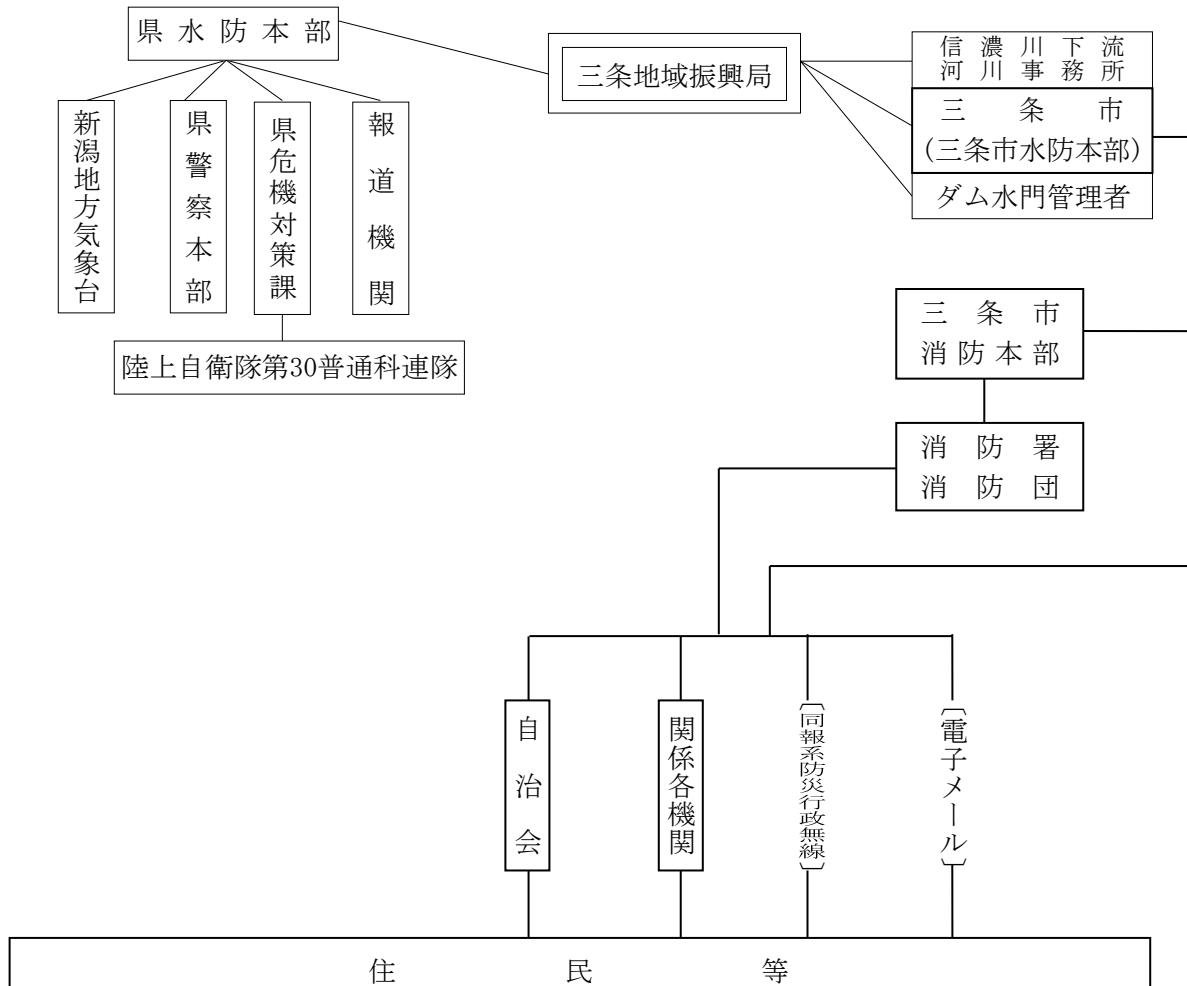
中ノ口川 県



刈谷田川 県



## 五十嵐川 県

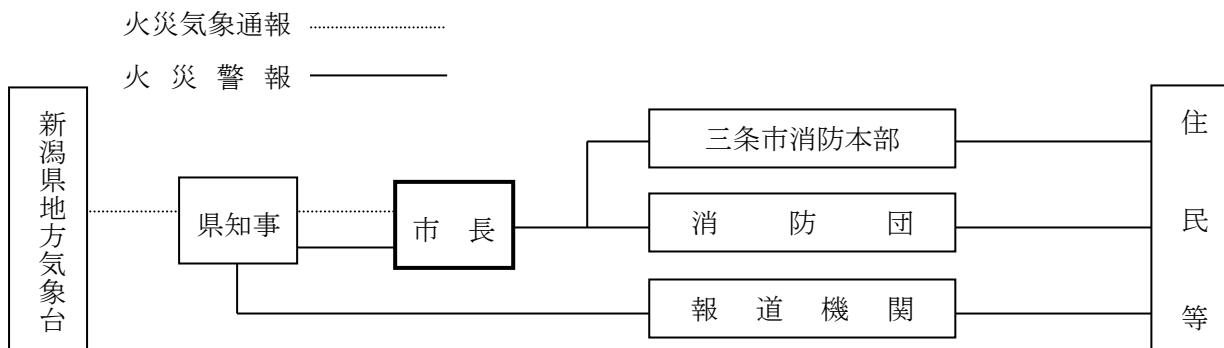


## 6 火災気象通報並びに火災警報の伝達

市は、火災警報を発し、又は解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等、本計画の定めるところにより、公衆及び所在の官公署・事業所に周知するとともに、県消防課に通報するものとする。

また、伝達方法は次のとおりとする。

火災気象通報及び火災警報伝達系統図



## 7 ダム放流の伝達

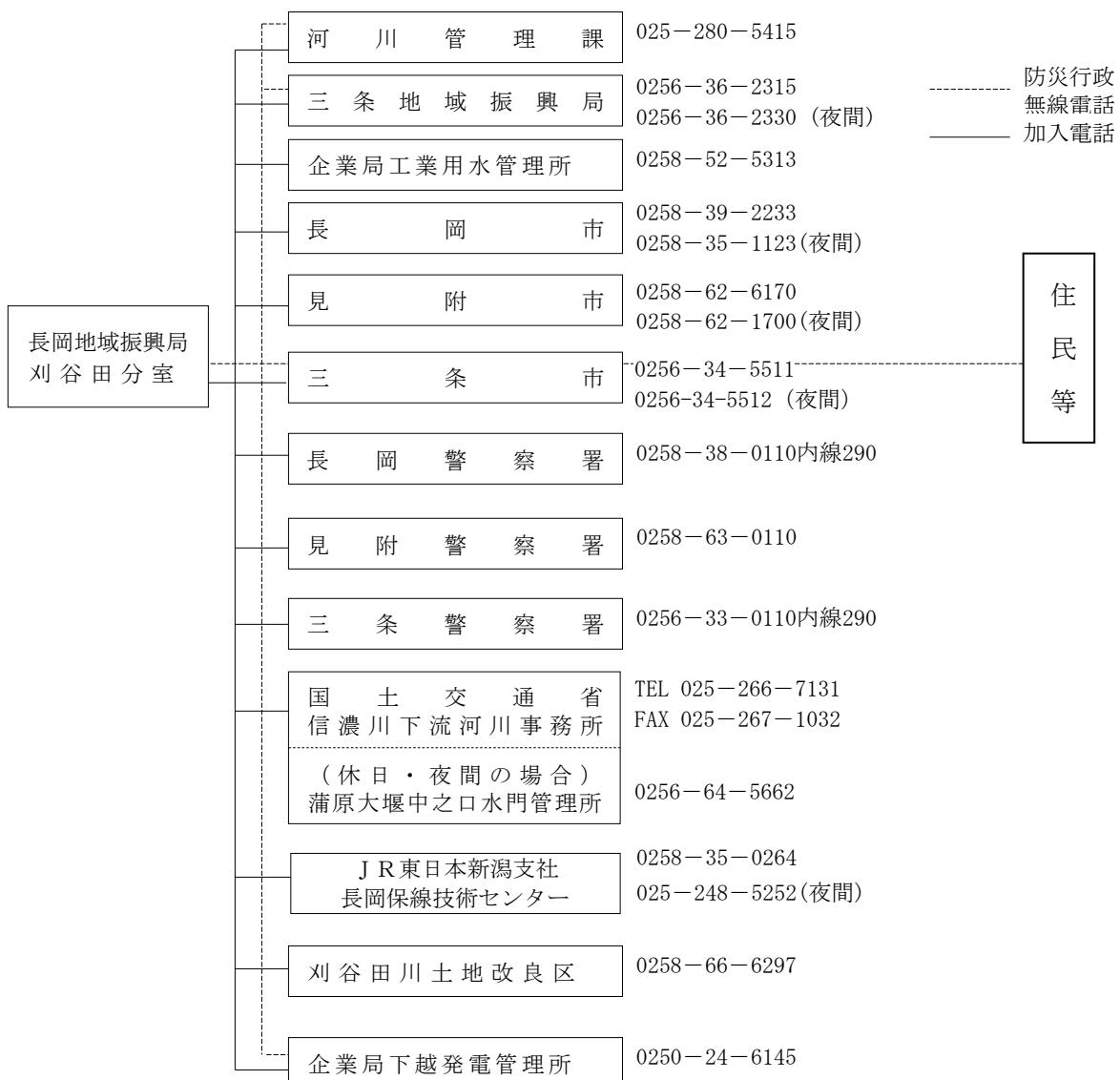
伝達系統は次のとおりとし、伝達基準は2の(2)、伝達方法は2の(3)に準ずる。



**大谷（五十嵐川）ダム放流伝達系統図**



## 刈谷田川（刈谷田川）ダム放流伝達系統



### 8 市長が行う警告等の伝達

市長が災害対策基本法第 56 条に基づき、予測される災害に対処するため発する警告等の伝達体制は、2に準ずる。

### **第3節 気象注意報・警報等を徹底させるための 県、市、報道機関等の協力体制**

#### **1 基本方針**

県、市、報道機関は、相互に協力し、災害に関する気象注意報・警報等の伝達の徹底に努めるものとし、必要ある場合には協定を行い、その円滑化を期するものとする。

#### **2 火災警報の放送**

市長が発する火災警報は、県が放送機関に放送を依頼するものとする。

#### **3 災害に対する通知、要請、警告**

市長が発する災害に対するための通知、要請、警告については、必要があると認めるときは県を通じ放送機関に伝達するものとし、放送機関は速やかに放送を行うよう努めるものとする。

